

館内・新地地区 景観形成重点地区

1 地区の概要

館内・新地地区は、都心の商業的賑わいと、東山手・南山手の観光拠点をつなぐルート上に位置します。地形的には、典型的な斜面地形であり、地域全体がまとまりを形成しています。

館内地区は、鎖国時代に唐人屋敷と呼ばれた中国人居留地が築造された所です。その歴史は出島と並ぶ特異な貴重性を有しています。当時造成された地形や石垣、水路、お堂などが残存、復元されています。館内地区の北部に位置する新地地区は、かつて鎖国期間中に中国に対する貿易品の荷蔵として、当時の海面を埋立てて築造された地区で、現在は、日本三大中華街として知られる新地中華街や中国色豊かな灯の祭典「長崎ランタンフェスティバル」の主な会場として賑わい、日本と中国の歴史的交流を象徴する地区として極めて強い特徴を有しており、長崎らしさを代表する地域の一つとして、長崎市の都市景観形成上、重要な役割を担っています。

2 景観の形成に関する方針

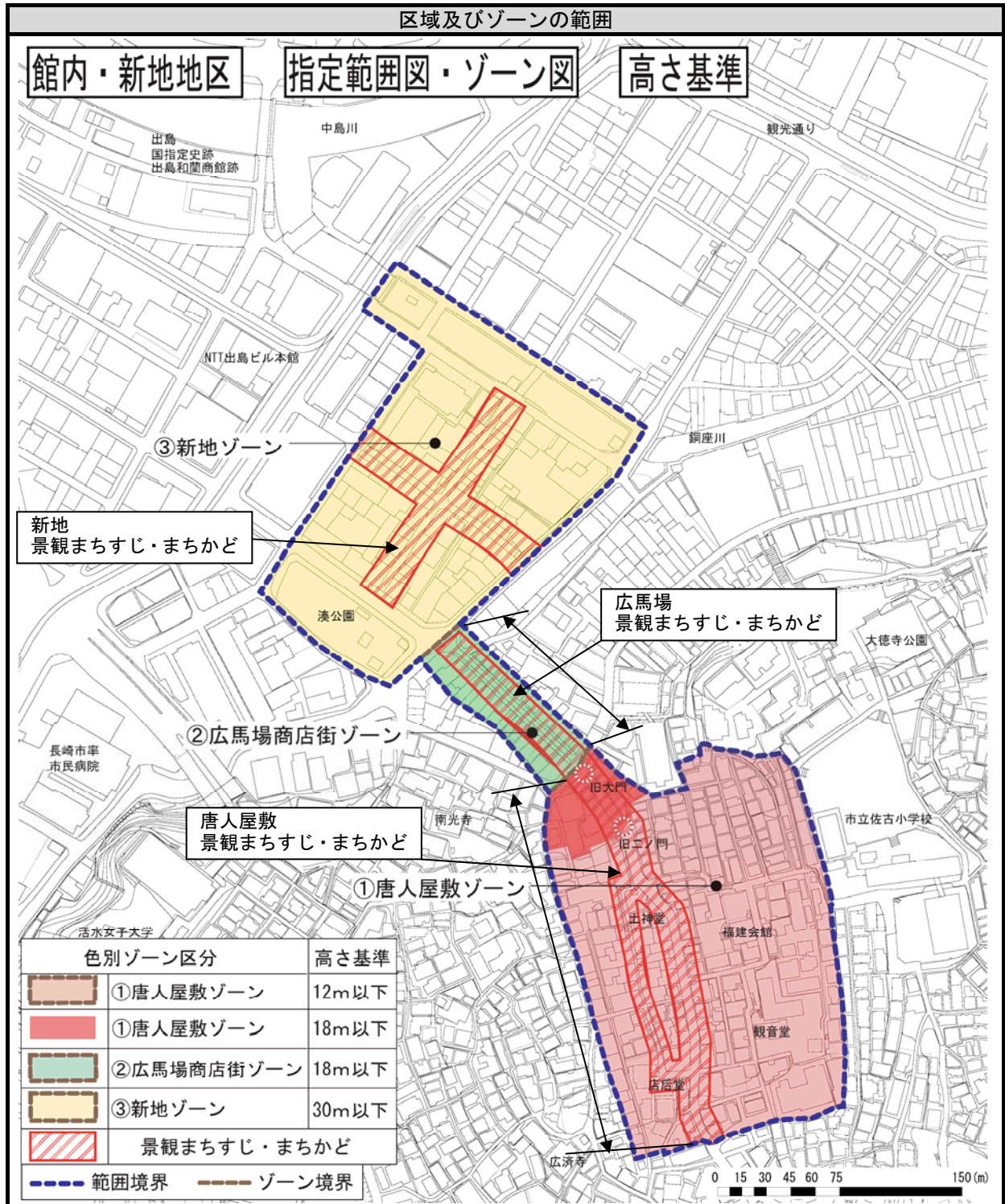
<景観の形成に関する方針>

- 日本と中国の歴史的交流を象徴する地区であり、歴史的な特徴をまもり、そだて、まとまりある地区景観を形成する。
- 坂の町での「住みあう」人々の暮らしを継承し、地区の特性を生かした景観の形成を行う。
- 中華街・商店街としての賑わいと雰囲気継承し、その良さを活かした特色あるまちなみを形成する。

3 ゾーン毎の景観形成に関する方針

名称	景観の形成に関する方針
①唐人屋敷ゾーン	<ul style="list-style-type: none">・唐人屋敷の歴史的雰囲気が意識できるような景観を形成する。・新地地区の華やかな中国風のイメージと対照的な落ち着いた色彩を基調として和風の建物の中に中国の伝統的な民家をイメージさせるような景観を形成する。
②広馬場商店街ゾーン	<ul style="list-style-type: none">・旧唐人屋敷の物語を顕在化するために、新地と唐人屋敷との連携を深める景観づくりを進める。
③新地ゾーン	<ul style="list-style-type: none">・中華街イメージをさらに強化する景観を形成する。・十善寺等の斜面上部から港景観を望見したときの前景としての景観阻害要因を排除する。
景観まちすじ・まちかど (共通)	<ul style="list-style-type: none">・わかりやすく楽しく安全に歩ける歩行空間の確保と演出を図る。
唐人屋敷景観まちすじ・まちかど	<ul style="list-style-type: none">・歴史的なまちなみを保全育成するとともに、来訪者や市民など多くの人たちが安心して、わかりやすく回遊できるルートづくりを促進する。
広馬場景観まちすじ・まちかど	<ul style="list-style-type: none">・商店街としての賑わいと連続性を形成する。・都市計画道路整備に合わせて、歴史を生かした新しいまちすじ景観を形成する。
新地景観まちすじ・まちかど	<ul style="list-style-type: none">・中国風デザインが施された中華街として賑わいのある空間を創出する。

◇ 区域図



4 景観形成基準

(1) 基本的な考え方

ゾーン	基本的な考え方
共通（全体）	<ul style="list-style-type: none"> 各種開発により擁壁、法枠等の構造物が生じる場合は、周辺景観に調和するよう工夫する。 土石、廃棄物、再生資源等の物件を堆積する場合は、周囲への景観的な影響を軽減するよう工夫する。
①唐人屋敷ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 唐人屋敷の歴史的特徴と周辺密集市街地との調和のため現状程度の高さを維持する。また、新しい都市計画道路の幅員の広がりを活かしつつ、過度の圧迫感を与えない高さとする。 唐人屋敷の歴史的雰囲気を感じさせるまちなみを醸成するため、和風または中国風を基本とした色彩に配慮する。 まちなみに潤いを与えるため、できるだけ緑化を行う。
②広馬場商店街ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 新しい都市計画道路の幅員の広がりを活かしつつ、過度の圧迫感を与えない高さとする。
③新地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 中華街としての色彩的特徴を維持形成する。 建築物の付帯設備等は、道路等からできるだけ見えないようにするか、周辺景観に調和するよう工夫する。
唐人屋敷景観まちすじ・まちかど	<ul style="list-style-type: none"> 中国庶民風の賑わい景観を形成する。 建物の低層部分を店舗ないし極力開放的なつくりとし、商店街としての賑わいと連続性を形成する。
広馬場景観まちすじ・まちかど	<ul style="list-style-type: none"> 西洋風と中国風が混在したデザインを基調とし、レトロな雰囲気を感じさせる工夫を行う。建物全体をレトロ調にするのが無理な場合は、低層部を高層部と区分された印象を与えるようにする。
新地景観まちすじ・まちかど	<ul style="list-style-type: none"> 中国風デザインが施された中華街として賑わいのある空間を創出する。

(2) 景観形成基準（地区共通）

行為の種別・事項		景観形成基準
<ul style="list-style-type: none"> ・建築物又は工作物の新築、新設、増築、改築又は移転 ・外観を変更することとなる修繕又は模様替若しくは色彩の変更 	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・高架水槽、空調屋外機などの建築物の付帯設備は、道路等から望見される場所（屋上含む）に設置しない。やむを得ず設置する場合は遮へいし、周辺の景観に調和するものとする。 ・自動販売機は、建物等の中に組み込むか、又は、周辺景観と調和する意匠、形態、色彩とする。
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為		<ul style="list-style-type: none"> ・法面は出来る限り緩やかな勾配とし、緑化等により周辺の自然環境及びまちなみとの調和に配慮する。 ・市街地景観の背景となる斜面緑地については、周辺の植生に配慮して緑化に努める。 ・擁壁は素材、表面処理の工夫、前面緑化等により、周辺の自然環境及びまちなみとの調和に配慮する。 ・敷地内にある良好な樹木、水辺等の自然資源をできる限り保全し、生態系に配慮して活用するように努める。
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更行為		
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		
		<ul style="list-style-type: none"> ・堆積物は道路など公共の場から見えないように配置を工夫するとともに、できる限り高さを抑える。 ・そのままでは道路など公共の場から見える場合は、植栽や圧迫感のない塀の設置等による修景を行う。 ・整然と集積・貯蔵し、敷地外に流出しないよう安全性にも配慮する。

★建物等の建替えについて、景観計画施行時において、現に存する建築物等又は工事中の建築物等などが景観形成基準を超えている場合、建築物の用途や敷地の状況等を考慮したうえで、既存の建築物の高さの範囲内で、市長がやむを得ないものと認めるものはこの限りではない。

(3)ゾーン毎の景観形成基準

表1 唐人屋敷ゾーンの景観形成基準

行為の種別・事項		景観形成基準																												
<ul style="list-style-type: none"> 建築物又は工作物の新築、新設、増築、改築又は移転 外観を変更することとなる修繕又は模様替若しくは色彩の変更 	高さ	<ul style="list-style-type: none"> 指定するエリアにおいては、高さは18m(かつ地上6階)以下、その他のエリアは12m(かつ地上4階)以下とする(※1)。 																												
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の屋根は、原則として2方向以上の傾斜屋根とする。屋根の勾配は、10分の3以上とする。やむを得ず陸屋根とする場合は、屋上のパラペットの形状等により、傾斜屋根に類似する工夫が施され、又は、屋上緑化等により良好な屋上の景観に配慮されたものとする。 																												
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 基調となる色彩はマンセル表色系において、以下のとおりとする。 (1) 建築物の屋根 <table border="1" data-bbox="719 745 1391 864"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>YR～G系</td> <td>2.5以上～5.0以下</td> <td>1.5以下</td> </tr> <tr> <td>N系</td> <td>2.5以上～5.0以下</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (2) 建築物の壁面、工作物 <table border="1" data-bbox="719 902 1391 1245"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R系、G系、BG系、P系、RP系</td> <td>4.0以上～9.0以下</td> <td>0.5以下</td> </tr> <tr> <td>YR系、Y系</td> <td>4.0以上～9.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>GY系、PB系</td> <td>4.0以上～9.0以下</td> <td>1.0以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B系</td> <td>4.0以上～5.0未満</td> <td>0.5以下</td> </tr> <tr> <td>5.0以上～9.0以下</td> <td>1.0以下</td> </tr> <tr> <td>N系</td> <td>4.0以上～9.0以下</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ただし、次に該当するものについては、この限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 石材、れんが等の素材の色及びアクセントカラー(外壁の各方面の見付け面積の各10%以内とする) 周辺景観への影響がないと市長が認めるもの 	色相	明度	彩度	YR～G系	2.5以上～5.0以下	1.5以下	N系	2.5以上～5.0以下		色相	明度	彩度	R系、G系、BG系、P系、RP系	4.0以上～9.0以下	0.5以下	YR系、Y系	4.0以上～9.0以下	2.0以下	GY系、PB系	4.0以上～9.0以下	1.0以下	B系	4.0以上～5.0未満	0.5以下	5.0以上～9.0以下	1.0以下	N系	4.0以上～9.0以下
色相	明度	彩度																												
YR～G系	2.5以上～5.0以下	1.5以下																												
N系	2.5以上～5.0以下																													
色相	明度	彩度																												
R系、G系、BG系、P系、RP系	4.0以上～9.0以下	0.5以下																												
YR系、Y系	4.0以上～9.0以下	2.0以下																												
GY系、PB系	4.0以上～9.0以下	1.0以下																												
B系	4.0以上～5.0未満	0.5以下																												
	5.0以上～9.0以下	1.0以下																												
N系	4.0以上～9.0以下																													
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内は、できるだけ緑化する。 																													
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的遺構としての地形を変更しない。 																													

※1) 「指定するエリア」とは、旧大門から旧二ノ門位置までの範囲をいう。

表2 広馬場商店街ゾーンの景観形成基準

行為の種別・事項		景観形成基準																															
<ul style="list-style-type: none"> 建築物又は工作物の新築、新設、増築、改築又は移転 外観を変更することとなる修繕又は模様替若しくは色彩の変更 	高さ	<ul style="list-style-type: none"> 高さは18m(かつ地上6階)以下とする。 																															
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 基調となる色彩はマンセル表色系において、以下のとおりとする。 <p>(1) 建築物の屋根</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>YR～G系</td> <td>2.5以上～5.0以下</td> <td>1.5以下</td> </tr> <tr> <td>N系</td> <td>2.5以上～5.0以下</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 建築物の壁面、工作物</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R系、Y系、GY系、PB系</td> <td>5.5以上～9.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">YR系</td> <td>4.5以上～5.0未満</td> <td>4.0～5.0以下</td> </tr> <tr> <td>5.0以上～5.5未満</td> <td>3.0～6.0以下</td> </tr> <tr> <td>5.5以上～7.5以下</td> <td>3.0以下</td> </tr> <tr> <td>7.5超～9.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>G系、BG系 B系、P系、RP系</td> <td>5.5以上～9.0以下</td> <td>1.0以下</td> </tr> <tr> <td>N系</td> <td>5.5以上～9.0以下</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ※ただし、次に該当するものについては、この限りではない。 ・石材、れんが等の素材の色及びアクセントカラー（外壁の各方面の見付け面積の各10%以内とする） ・周辺景観への影響がないと市長が認めるもの 			色相	明度	彩度	YR～G系	2.5以上～5.0以下	1.5以下	N系	2.5以上～5.0以下		色	明度	彩度	R系、Y系、GY系、PB系	5.5以上～9.0以下	2.0以下	YR系	4.5以上～5.0未満	4.0～5.0以下	5.0以上～5.5未満	3.0～6.0以下	5.5以上～7.5以下	3.0以下	7.5超～9.0以下	2.0以下	G系、BG系 B系、P系、RP系	5.5以上～9.0以下	1.0以下	N系	5.5以上～9.0以下
色相	明度	彩度																															
YR～G系	2.5以上～5.0以下	1.5以下																															
N系	2.5以上～5.0以下																																
色	明度	彩度																															
R系、Y系、GY系、PB系	5.5以上～9.0以下	2.0以下																															
YR系	4.5以上～5.0未満	4.0～5.0以下																															
	5.0以上～5.5未満	3.0～6.0以下																															
	5.5以上～7.5以下	3.0以下																															
	7.5超～9.0以下	2.0以下																															
G系、BG系 B系、P系、RP系	5.5以上～9.0以下	1.0以下																															
N系	5.5以上～9.0以下																																

表3 新地ゾーンの景観形成基準

行為の種別・事項		景観形成基準	
<ul style="list-style-type: none"> 建築物又は工作物の新築、新設、増築、改築又は移転 外観を変更することとなる修繕又は模様替若しくは色彩の変更 	高さ	<ul style="list-style-type: none"> 30m以下とする。 	
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 中華街の雰囲気配慮した色彩とする。 	
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為		<ul style="list-style-type: none"> 新地蔵所の石垣等の遺構は保全し、顕在化する。 	

表4 唐人屋敷景観まちすじ・まちかど

行為の種別・事項		景観形成基準	
<ul style="list-style-type: none"> 建築物又は工作物の新築、新設、増築、改築又は移転 外観を変更することとなる修繕又は模様替若しくは色彩の変更 	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の1,2階部分は、中国風の雰囲気を感じさせる意匠を取り入れる。 	

表5 広馬場景観まちすじ・まちかど

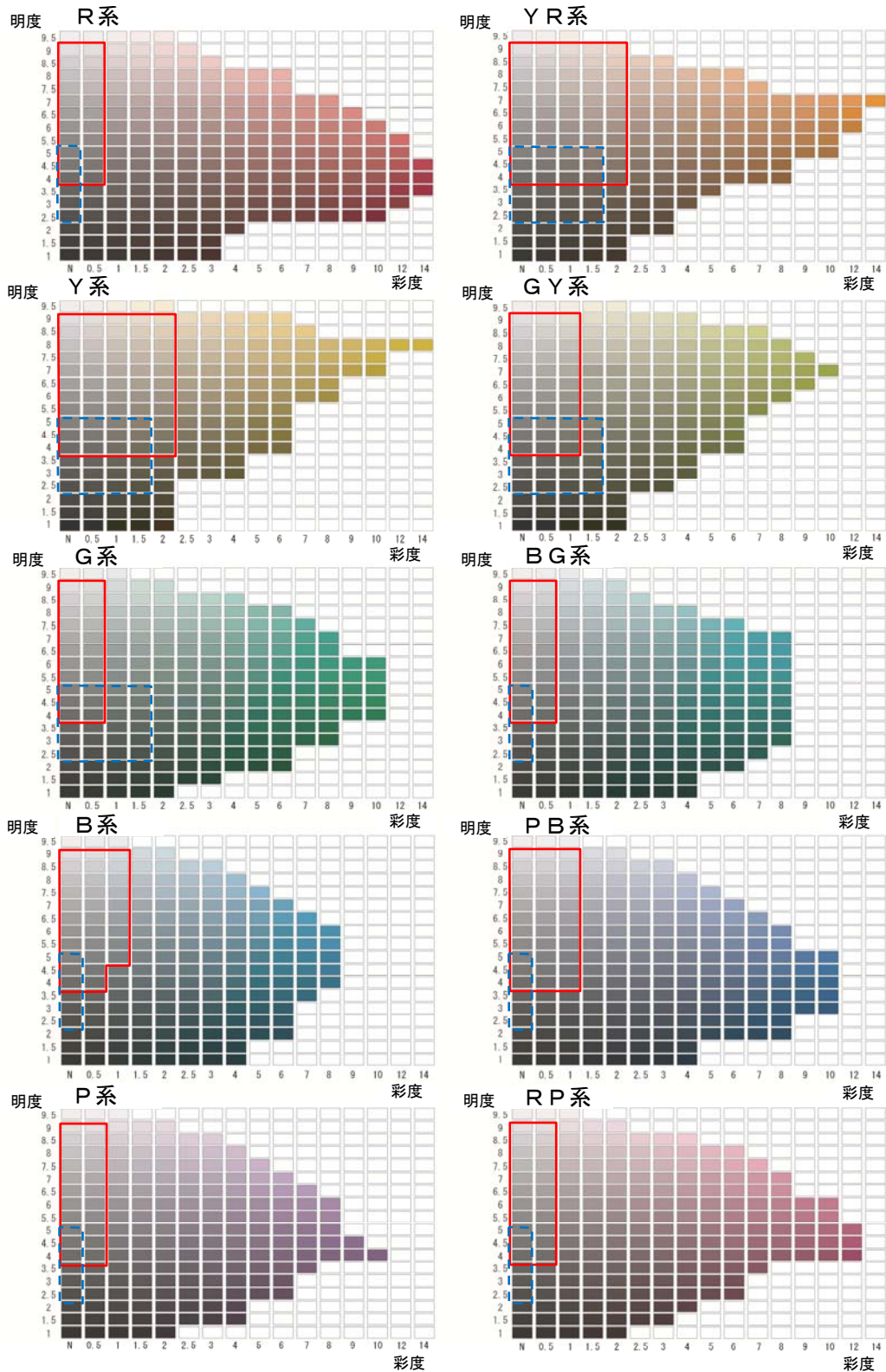
行為の種別・事項		景観形成基準
<ul style="list-style-type: none"> ・建築物又は工作物の新築、新設、増築、改築又は移転 ・外観を変更することとなる修繕又は模様替若しくは色彩の変更 	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の1,2階部分は、大正モダンレトロな雰囲気を感じさせる意匠を取り入れる。 ・建築物の1階部分前面は、ショーウィンドウなど開放的な印象を与える意匠とする。

表6 新地景観まちすじ・まちかど

行為の種別・事項		景観形成基準
<ul style="list-style-type: none"> ・建築物又は工作物の新築、新設、増築、改築又は移転 ・外観を変更することとなる修繕又は模様替若しくは色彩の変更 	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・中華街として賑わいのある空間を創出する。

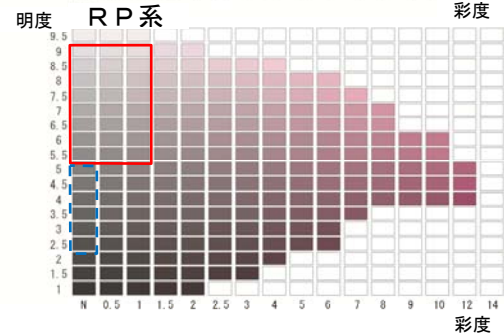
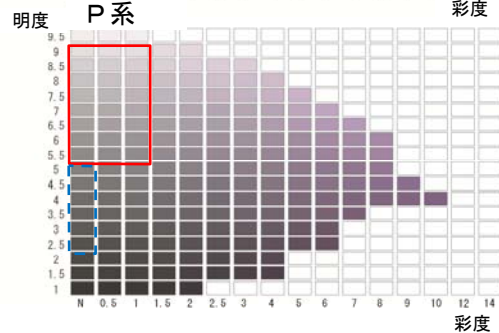
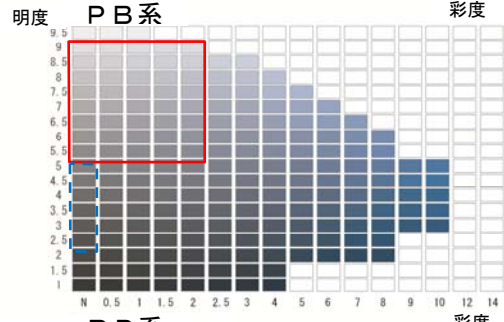
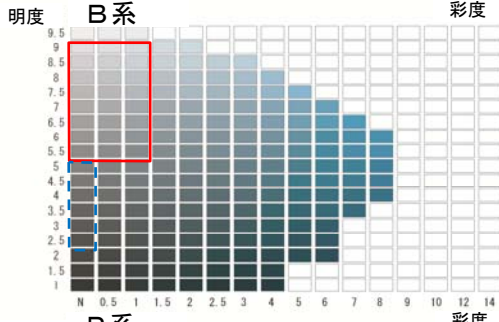
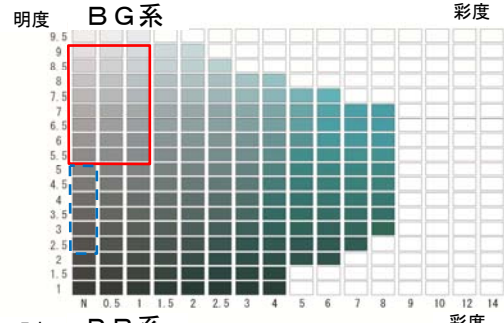
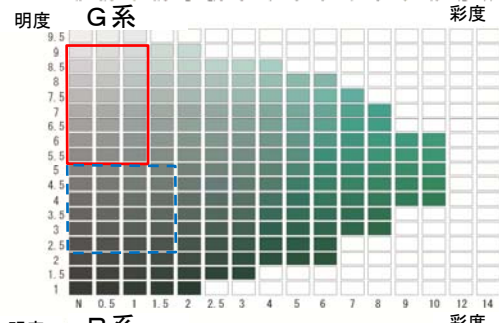
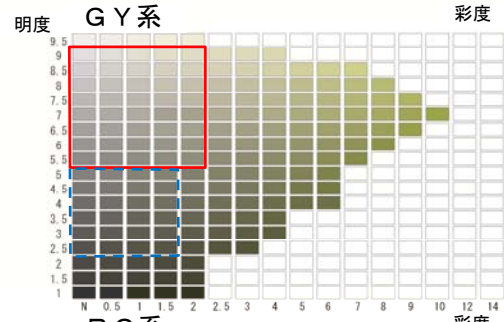
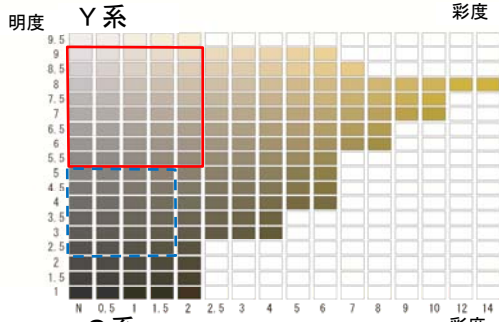
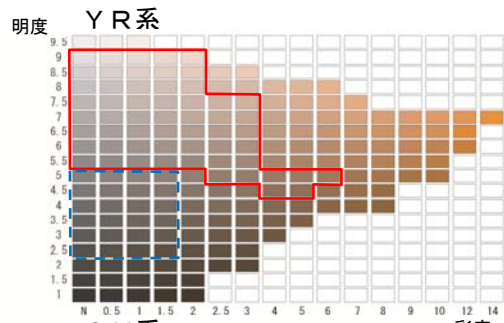
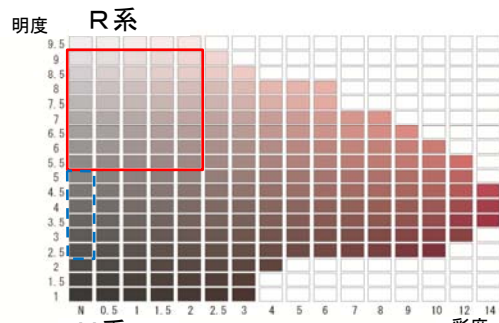
5 唐人屋敷ゾーンの色彩基準

下図の線の枠内は、使用できる色を参考として示しています。なお、ここに表現している色は印刷によるものであり、正確なマンセル値とは異なるため、実際の色は色票で確認してください。



外壁 屋根

6 広馬場商店街ゾーンの色彩基準



外壁 屋根

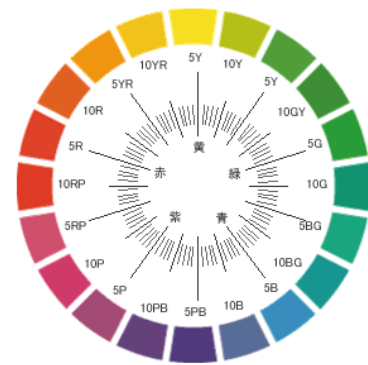
■ マンセル表色系のしくみ

発注者や設計者、施工者などが同じ色彩を共有できるように、日本工業規格（JIS）にも採用されているマンセル表色系を基礎としたカラーシステムによって表わしています。マンセル表色系では、「色相（Hue）」、「明度（Value）」、「彩度（Chroma）」の3つの属性の組み合わせによってひとつの色彩を表わします。

【色相】 色味の違いを色相として表わします。色相は、R（赤）、YR（黄赤）、Y（黄）、GY（黄緑）、G（緑）、BG（青緑）、B（青）、PB（青紫）、P（紫）、RP（赤紫）の10色相の頭文字と、その変化を表わす0から10までの数字を組み合わせて用います。

【明度】 色彩の明るさの度合いを明度として表わします。0から10までの数字を用い、明るい色彩ほど数字が大きくなります。無彩色はN5.5などのように最初にニュートラルの意味を表わすNをつけて明るさの度合いだけで色彩を表わします。

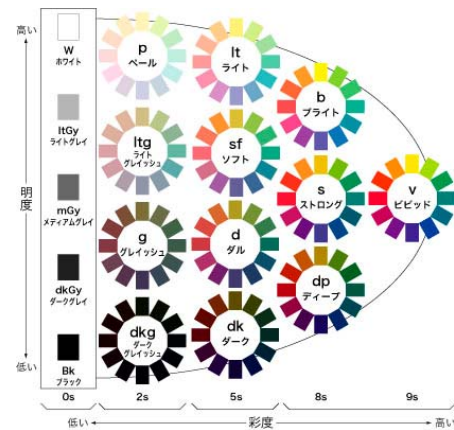
【彩度】 色彩の鮮やかさの度合いを彩度として表わします。鮮やかな色彩ほど数値が大きくなりますが、最大の数値は色相によって異なります。



マンセル色相環

マンセル記号の表わし方と読み方
 5 R 4 / 1 4
 色相 明度 彩度
 (5アール、4の14)と読む

【トーン】 色彩の三属性のうち、明度と彩度を組み合わせたものをトーンと呼びます。トーンは色の調子、色調などと呼ばれ、色の強弱や軽重、濃淡など、色を与える印象と深く関わっています。



PCCS トーン分類